

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のとおり公告する。

令和8年9月4日

千葉県館山市長 森 正 一

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 工 種 | 土木一式工事 |
| (2) 工 事 名 | 普通河川巴川 河川改修工事 |
| (3) 施 工 場 所 | 館山市大神宮地内 |
| (4) 工 事 概 要 | 河川改修工事 左岸 L=40.0m |
| | ・大型ブロック積(控え175cm) A=248m ² |
| | ・小口止コンクリート N=2箇所 |
| | ・隔壁コンクリート N=1箇所 |
| | ・羽口工(ふとんかご) L=16m |
| | ・羽口工(大型土のう) N=12袋 |
| | ・工事用道路工(工事用道路盛土) V=490m ³ |
| | ・工事用道路工(敷鉄板) A=455m ² |
| | ・土留・仮締切工(大型土のう) N=45袋 |
| | ・土留・仮締切工(ポンプ排水) N=1箇所 |
| | ・土留・仮締切工(掛樋工φ1100) L=73m |
| (5) 工 期 | 契約日の翌日から令和9年3月19日まで |
| (6) 予 定 価 格 | 金72,530,000円(税抜) |
| (7) 最低制限価格 | 設定なし |
| (8) 調査基準価格 | 設定あり(別紙「調査基準価格・失格基準価格の設定について」参照) |
| (9) 失格基準価格 | 設定あり(別紙「調査基準価格・失格基準価格の設定について」参照) |
| (10) 入 札 方 式 | 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(電子入札) |
| (11) そ の 他 | |
| ア | 電子契約サービスを選択することができる。 |
| イ | 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制適用工事(発注者指定型方式)である。 |

2 入札参加資格要件

- (1) 公告日現在、令和8・9年度館山市入札参加適格者工事名簿に登録されており、土木一式工事に係る本市の格付等級がAランクの者
- (2) 公告日時点で、土木一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく経営事項審査結果の有効期間が切れていない者

- (4) 館山市内に本社・本店のある者
- (5) 当該建設工事等の入札開始日から開札日までの間に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (6) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (8) 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (9) 過去10年間（平成28年度～令和7年度）に、公共工事で契約金額200万円以上の土木一式工事を元請として施工し、完成した実績を有する者
- (10) 主任技術者（監理技術者）として、過去10年間（平成28年度～令和7年度）に、公共工事における土木一式工事の施工経験を有する者で、恒常的な雇用関係（入札のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあること）にある主任技術者（監理技術者）を専任で配置できる者（ただし、建設業法第26条第4項に規定する特例監理技術者を配置する場合を除く。）

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

- ア 評価方法を、特別簡易方式とする。
- イ 技術評価点は、「標準点」100点、「加算点」（満点）20点の合計とする。
- ウ 「加算点」は、技術資料を提出し、入札参加資格を有する者のうち、評価基準に基づき採点した得点が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を20点とする。その他の者は、以下の数式で算出する。

$$\text{・加算点} = (\text{その者の得点} / \text{最高得点者の得点}) \times 20 \text{点}$$

（小数第3位を四捨五入し小数第2位まで算出）

- エ 総合評価は、以下の数式で算出した数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{・評価値} = \text{技術評価点（標準点} + \text{加算点）} / \text{入札参加者の入札書記載金額} \times \text{補正係数}$$

（補正係数は、評価値を整数部1桁及び小数部4桁の有効数字5桁で表示できるように10の整数乗を用いるものとし、評価値は小数第5位以下を切り捨てる。）

- (2) 技術評価点の評価項目等の詳細は、入札説明書による。

4 入札参加申請及び技術資料の提出

(1) 申請・提出期間 令和8年9月4日(金) 午前9時00分から

令和8年9月15日(火) 午後4時30分まで【必着】

(2) 提出方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により参加申請の上、添付資料として提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、電子メール、書面（郵送又は持参）による提出も可とする。

電子メールによる場合は、送信後にメールの到着を電話にて確認することとする。また、郵送による場合は、書留郵便等記録の残るものに限る。いずれも、提出期限までに必着とすること。

(3) 提出先 館山市役所 総務企画部行革財政課 契約検査係

〒294-8601 千葉県館山市北条1145番地の1

メールアドレス keiyaku12205@city.tateyama.chiba.jp

(4) 提出書類 ①競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより作成）

②制限付一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（総合評価方式用）及び添付書類

③経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

④入札説明書1（2）①から⑫で示す書類（様式第1号～第4号）及び添付書類

(5) 提出部数 1部

(6) 留意事項

ア 提出期限までに提出又は到着しなかったものについては、提出がなかったものとみなす。

イ 提出期限以降における技術資料の差替え及び再提出は認めない。

ウ 提出資料のヒアリングは原則行わないが、提出された書類のみでは資格を判断できないときは、説明を求める場合がある。

エ 入札に参加しようとする者は、事前に「2 入札参加資格要件」に記載する要件を全て満たしていること、また本工事に係る設計図書等を熟覧し、本工事の内容を適切に施工できることを確認した上で入札に参加すること。

(7) 参加資格確認通知

令和8年9月18日(金) までに、電子入札システムにより通知する。

5 設計図書の縦覧等

(1) 縦覧場所 ちば電子調達システムの「入札情報サービス」

(2) 縦覧期間 令和8年9月4日(金) から

令和8年10月7日(水) まで

6 質問受付等

(1) 質問方法 質問がある場合は、電子メールにより、所定の質問書を提出すること。また、必ず送信後にメールの到着を電話にて提出先に確認すること。

(2) 入札参加申請書・技術資料に関する質問

- ア 提出期限 令和8年9月9日(水) 午後4時30分まで
イ 提出先 末尾記載の入札及び契約担当課
ウ 回答方法 令和8年9月11日(金) までに、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」で公表する。

(3) 設計図書等に関する質問

- ア 提出期限 令和8年9月18日(金) 午後4時30分まで
イ 提出先 末尾記載の工事担当課
ウ 回答方法 令和8年9月30日(水) までに、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」で公表する。

7 入札期間及び方法等

- (1) 入札期間 令和8年10月5日(月) 午前9時00分から
令和8年10月6日(火) 午後4時30分まで

- (2) 提出方法 ちば電子調達システムの「電子入札システム」により提出すること。

- (3) 提出書類 ① 入札書(電子入札システムにより作成)
② 工事費内訳書(電子入札システムにより添付)
※「入札情報サービス」からダウンロードした様式によること。

- (4) 入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 入札保証金 免除する。

8 開札

- (1) 開札予定日時 令和8年10月7日(水) 午前9時30分
(2) 開札場所 館山市役所本館2階 行革財政課
(3) その他 低入札価格調査の結果、有効な入札がなくなった場合は、入札を取り止めることとする。

9 調査基準価格及び失格基準価格

- (1) 本案件は、低入札価格調査制度が適用される入札である。よって、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。
(2) 調査基準価格の設定については、「館山市低入札価格調査実施要綱」第3条の規定を適用する。
(3) 失格基準価格の設定については、「館山市低入札価格調査実施要綱」第4条の規定を適用し、当該価格を下回る価格での入札は失格とする。
(4) 調査基準価格及び失格基準価格の算出方法等の詳細については、別紙「調査基準価格・失格基準価格の設定について」に基づくものである。

10 落札者の決定方法及び落札決定の通知

- (1) 総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

落札決定後、電子入札システムにより「落札者決定通知書」を応札者全員に送付する。

- (2) 電子契約サービスを選択する場合は、「電子契約利用同意書」を提出すること。
- (3) 落札者となった者が正当な理由なく契約を締結しなかったときは、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象とする。

11 低入札価格調査

- (1) 最高評価値者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査実施の上、後日決定する。入札者にはその決定の通知をする。
- (2) 最高評価値者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 失格基準価格を下回る価格で入札した者を除き、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「落札者に必要な条件を満たし、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも調査を実施する場合があり、調査に協力しない者のした入札は無効とする。
- (4) 低価格入札者は、低入札価格調査の実施者から書類の提出の指示があったときは、開札日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に、低入札価格調査の実施者から指示された当該書類を作成し提出しなければならない。なお、最高評価値者でなくとも提出しなければならず、規定の期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、当該低価格入札者のした入札を無効又は失格とする。なお、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。

12 契約保証金

請負金額の10分の1以上の金額（千円未満切上げ）とする。ただし、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、請負金額の10分の3以上の金額（千円未満切上げ）とする。

13 入札の無効

上記「11 低入札価格調査」で示したもののほか、入札に参加する資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札、入札金額と工事費内訳書の総額に相違がある入札など、館山市電子入札約款第7条に該当する入札は無効とする。

14 前金払

請負金額 300 万円以上の場合、対象とし、請負金額の 10 分の 4 以内の金額とする。ただし、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、請負金額の 10 分の 2 以内の金額とする。

詳細については、館山市ホームページの「しごと・産業情報」⇒「入札・契約」⇒「入札契約関係規程」⇒「公共工事に要する経費の前金払等取扱要領」を参照のこと。

15 中間前金払・部分払

請負金額 300 万円以上の場合、かつ前金払を行う場合、選択による。

また、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、中間前金払の請求をすることができない。

詳細については、館山市ホームページの「しごと・産業情報」⇒「入札・契約」⇒「入札契約関係規程」⇒「公共工事に要する経費の前金払等取扱要領」を参照のこと。

16 留意事項

- (1) 入札参加者がいない場合を除き、入札は執行するものとする。
- (2) 申請書、技術資料及び添付書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書、技術資料及び添付書類は、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書、技術資料及び添付書類は、返還しない。
- (5) 現場説明会は実施しない。
- (6) 落札者は、「制限付一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（総合評価方式用）」に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること（特例監理技術者を配置する場合を除く）。
なお、専任の技術者のため、入札の申込以前に 3 か月以上の雇用関係が必要となることに留意すること。
また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったとき等は、参加資格確認通知前においては、直ちに申請書の取下げを行い、参加資格確認通知後においては、入札してはならない。これらの行為を行わなかった場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (7) 落札者は、できる限り下請けを市内業者とするよう努めることとする。また、本工事の工事用資材を購入する場合には、市内業者から購入するよう努めることとする。
- (8) 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- (9) その他の詳細の内容については、本案件に関する入札説明書等を参照し、内容について十分理解の上、手続きをとること。

17 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、館山市電子入札約款及び館山市電子調達システム運用基準並びに館山市財務規則を適用する。
- (2) 問合せ先は、次のとおりとする。

[入札及び契約担当課]

館山市 総務企画部 行革財政課 契約検査係

電 話 0 4 7 0 - 2 2 - 3 2 3 5 (直通)

E-mail keiyaku12205@city.tateyama.chiba.jp

[工事担当課]

館山市 建設経済部 建設課 維持係

電 話 0 4 7 0 - 2 2 - 3 6 3 7 (直通)

E-mail kensetuka@city.tateyama.chiba.jp

調査基準価格・失格基準価格の設定について

1 調査基準価格について

本工事の調査基準価格は、「館山市低入札価格調査実施要綱」第3条第1項の規定を適用しています。

調査基準価格は、以下の算出方法に基づき額を定めています。

【算出方法】（税抜）

予定価格算出の基礎となった ①・②・③・④ に掲げる額を合計し、1万円未満を切り捨てた額としています。

ただし、直接工事費に含まれないスクラップ控除がある場合は、⑤に掲げる額を控除した額から、1万円未満を切り捨てた額としています。

- ① 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ② 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ③ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ④ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ⑤ 有価物（発生材）のスクラップ評価額

◎調査基準価格（税抜）＝（①＋②＋③＋④）（1万円未満切捨て）

【⑤がある場合】

◎調査基準価格（税抜）＝（①＋②＋③＋④－⑤）（1万円未満切捨て）

※ ただし、上記の方法で算出した（①＋②＋③＋④【－⑤】）の額が、予定価格（税抜）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、**100分の92**を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とします。

また、予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては、**100分の75**を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とします。

【算出方法】（税込）

◎調査基準価格（税込）＝ 調査基準価格（税抜）×110／100

※ 「税抜」：消費税及び地方消費税に相当する額を除く額

「税込」：消費税及び地方消費税に相当する額を含む額

※ **次ページ失格基準価格について**

2 失格基準価格について

本工事の失格基準価格は、「館山市低入札価格調査実施要綱」第4条第1項の規定を適用しています。

失格基準価格は、下記の算出方法に基づき額を定めています。

【算出方法】（税抜）

予定価格算出の基礎となった①'・②'・③'・④'に掲げる額及びその額を合計し、1万円未満を切り捨てた額としています。

ただし、直接工事費に含まれないスクラップ控除がある場合は、⑤に掲げる額を控除した額から、1万円未満を切り捨てた額としています。

- ①' 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ②' 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ③' 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ④' 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額（1円未満切捨て）
- ⑤ 有価物（発生材）のスクラップ評価額

◎失格基準価格（税抜）＝（①'＋②'＋③'＋④'）（1万円未満切捨て）

【⑤がある場合】

◎失格基準価格（税抜）＝（①'＋②'＋③'＋④'－⑤）（1万円未満切捨て）

※ 調査基準価格（税抜）を下回る価格で、かつ、①'・②'・③'・④'に掲げる項目ごとに、それぞれ定める額のいずれかについて、入札に際して提出した工事費内訳書の当該費用の額が下回る場合も、失格となりますのでご注意ください。

【算出方法】（税込）

◎失格基準価格（税込）＝ 失格基準価格（税抜）×110／100

※「税抜」：消費税及び地方消費税に相当する額を除く額

「税込」：消費税及び地方消費税に相当する額を含む額